

## 熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金を交付するにあたり、平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた地域において、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる中小企業等グループが策定する復興事業計画を認定する際に必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) この要綱において「平成28年熊本地震」とは、平成28年4月14日以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。
- (2) この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法(昭和38年法第147号。)第2条第1項に規定する者をいう。
- (3) この要綱において「中小企業等グループ」とは、複数の中小企業者等から構成される集団をいう。
- (4) この要綱において「復興事業計画」とは、平成28年熊本地震に係る復興のために、中小企業等グループが実施する事業の計画をいう。

### (認定の要件)

第3条 復興事業計画の認定は、次の各号のいずれにも該当することを要件とする。

- 一 中小企業等グループが次のいずれかの機能を果たすと見込まれること。
    - ア 当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること。
    - イ 事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いこと。
    - ウ 県内の一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること。
  - 二 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、平成28年熊本地震により次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。
    - ア 平成28年熊本地震により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
    - イ 平成28年熊本地震の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。
  - 三 補助金を受けようとする中小企業等グループの構成員の事業所等が熊本県内に属すること。
- 2 前項の要件については、商店街等にあつては、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- 一 当該商店街等が次のいずれにも該当すると見込まれること。
    - ア 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。
    - イ 当該商店街等が属する商圈内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす蓋然性が高いと認められること。
    - ウ 今後の県内市町村におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する蓋然性が高いと認められること。
  - 二 商店街等の構成員の全部又は一部の施設が甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
  - 三 補助金を受けようとする中小企業等グループの構成員の事務所等が熊本県内に属する

こと。

(復興事業計画評価委員会)

第4条 中小企業等グループから申請のあった復興事業計画の認定に際して、計画認定の事務の手続きの明確化及び透明化を図るため、復興事業計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、以下のグループ属性ごとに復興事業計画を評価する。

グループ属性
①【サプライチェーン型】
②【経済・雇用効果型】
③【地域の基幹産業集積型】
④【観光サービス集積型】
⑤【商店街型】

2 委員会において評価を行う際の基準は、別表のとおりとする。

3 委員会において評価を行う際の評価委員は、県職員及び有識者により構成する。

(申請)

第5条 復興事業計画の認定の申請は、当該計画の中小企業等グループの代表者が中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 復興事業計画の認定の申請を行った者が、同一年度内に提出した復興事業計画認定申請書を一部変更して再度申請する場合には、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定申請書（再申請用）（様式第1-1号）により、変更に関する部分以外の関係書類等を省略して申請することができる。

(認定)

第6条 知事は、委員会の意見を参考にし、予算の範囲内で復興事業計画を認定する。

2 知事は、復興事業計画の認定をしたときは中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定書（様式第2号）を交付する。

3 前2項の規定は、次条の変更申請があった場合に準用する。

(変更申請)

第7条 知事の復興事業計画の認定を受けた者が、復興事業計画の変更認定の申請をする場合には、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画変更認定申請書（様式1-2号）により行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、復興事業計画認定に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年6月20日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

別表（評価基準）

	評価項目	評価内容
共通項目	グループの特徴	グループは複数の中小企業者から構成され、地域で特に重要な役割を果たしている企業ネットワークであるか ・県内におけるグループの役割や重要性等
	グループの各構成員	事業計画を実施した場合、特に県内中小企業者への効果が高いか ・グループ内における中小企業者の役割や参画割合
	被害の状況	震災により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じているか、又は継続して使用することが困難となっているか ・施設や設備の被害の程度（全壊、半壊、一部損壊等）
		グループ属性①、②、③、④、⑤に該当するグループについては、震災後、直前1月の売上が前年同期に比べて著しく低下しているか、又は当該グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じているか ・売上低下の程度 ・グループ機能に及ぼす損傷の程度
	復興計画の内容	復旧整備後の復興に向けた計画に発展可能性があり、必要な実施体制が構築されているか
	施設・設備の復旧整備等の内容	グループの復興に必要で合理的な復旧整備計画であり、必要な実施体制が構築されているか
		グループが事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備を復旧・整備する経費又は従前の施設・設備への復旧では事業再開等が困難である場合、事業再開・継続、売上回復等に必要の新分野需要開拓等の実施に係る取組（新分野事業という）に要する施設・設備の整備に要する経費であるか ・計画に該当する施設や設備復旧・整備の必要性等
		【宿舎整備のための事業】 グループが事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、新分野事業に資する宿舎整備のための事業に要する経費であるか ・宿舎整備のための事業の必要性
		【商業機能の復旧促進のための事業】 グループが事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、商業機能の復旧促進のための経費であるか ・商業機能の復旧促進の事業の必要性
	収支計画の内容	事業内容と収支計画の整合性は図られているか
見積額は適正かつ経済的に積算されているか		
自己資金等の必要な資金調達が明確であるか		

グループ 属性 別 項 目	I 【サプライチェーン型】	
	①グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしているか	
	重要度	サプライチェーンにおいてグループが重要な役割を果たしているか ・グループ外の企業等に対する特別な製品・技術・サービスの提供等
	【経済・雇用効果型】	
	②事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いか	
	県内貢献度	グループの事業規模等が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いか ・県内における経済・雇用への波及効果等 ・グループの県内における企業数、売上高、雇用者数等
	【地域の基幹産業集積型】	
	③一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担うグループであり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であるか	
	集積度	雇用圏や市町村単位程度において経済的・社会的に基幹となる産業群であるか ・グループが地域にとって不可欠な産業群を担っていること等
	地域貢献度	当該地域における復興・雇用維持に不可欠であるか ・グループの企業数、売上高、雇用者数等
	【観光サービス集積型】	
	④温泉や旅館など観光又はこれに付随する産業分野であって、観光地や地域経済に重要な役割を果たしているグループであり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であるか	
	集積度	観光地や当該地域において、重要な産業群であるか ・グループが地域にとって不可欠な産業群であること等
	地域貢献度	観光地や当該地域における復興・雇用維持に不可欠であるか ・グループの企業数、売上高、雇用者数等
II 【商店街型】		
⑤地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能等を担っているか		
社会的機能性	地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであるか	
商業機能性	当該商店街等が属する商圏内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす蓋然性が高いと認められるか。	
商業集積度	今後の県内市町村におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する蓋然性が高いと認められるか。また、商業機能の復旧促進の事業区域は、市町村の商業集積地となることが決定しており、市町村の同意を得ているか。	